
美しい里「小倉の里会」

第15回 会員総会

2023(R5)年8月14日
発地市庭 イベントホール

議 案

- 第1号報告:2022(R4)年度 会計報告
 - 検討事項:景観に関する当会の方針
 - その他事項:カーブミラーの設置
小倉の里地図の更新
-

監査報告書

私は、小倉の里会の令和5年3月期の
会計について監査した。
監査の結果、当会は適法かつ正確に
処理されていることを認めた。

令和5年6月22日

小 倉 の 里 会
会 計 監 査 新 庄 和 彦

第1号報告 2022 (R4) 年度会計報告

1、収支計算書(令和4年4月1日から令和5年3月31日) 単位:円

	21年実	22年予算	22年実	前年比	予算比	予算差	
会員数	297	300	302	101.7%	100.7%	2	目標300件
繰越	262,325	494,995	494,995				
会費収入	299,000	300,000	304,000	101.7%	101.3%	4,000	復活2件
入会金	13,000	5,000	12,000	0.0%	240.0%	7,000	新築8件中古4件
賛助会費	30,000	15,000	61,000	203.3%	406.7%	46,000	新築工事8件
懇親参加費	0	0	0			0	
別荘案内板	61,600	0	47,300	76.8%		47,300	プレート申込
寄付他	54,000	0	53,002	98.2%		53,002	
会費先入金	27,000	0	25,000	92.6%		25,000	
収入合計	484,600	320,000	502,302	103.7%	157.0%	182,302	
印刷費	8,122	15,000	14,534	178.9%	96.9%	-466	プリンターインク
郵送費	24,756	30,000	28,892	116.7%	96.3%	-1,108	
通信費	10,870	11,000	10,870	100.0%	98.8%	-130	HPサーバー、暗号化
会議費	3,000	36,000	16,350			-19,650	総会、役員会、事務局
電気代	19,385	23,000	26,137	134.8%	113.6%	3,137	
賃貸借料	2,400	2,400	2,400	100.0%	100.0%	0	町道使用料
事務用品	5,387	8,000	4,068	75.5%	50.9%	-3,932	
設備費	75,405	220,000	245,576	325.7%	111.6%	25,576	ポール3本、ポール移設
別荘案内板	56,342	0	41,085	72.9%		41,085	プレート支払い
管理費	30,000	30,000	30,000	100.0%	100.0%	0	
総会懇親会	0	0	0			0	
諸手数料	2,263	5,000	2,420	106.9%	48.4%	-2,580	残高証明、振替用紙
先入金戻し	14,000	0	9,000	64.3%		9,000	
予備費		80,000	74,331			-5,669	旅費、プリンター、dsk初期
支出合計	251,930	460,400	505,663	200.7%	109.8%	45,263	
来期繰越	494,995	354,595	491,634			137,039	

検討事項：景観に関する当会の方針

◆これ迄の経緯

- ・昨年の会員総会において旧軽と同じような「景観育成住民協定」を導入出来ないかとの提言があり、検討してまいりました。

◆軽井沢町の動向

- ・現在、「軽井沢町の自然保護対策要綱」が機能しているため、要綱の条例化は、考えていないし、困難である。
- ・また、新たな自然保護に関する条例などは考えていない。

◆旧軽景観育成住民協定

- ・旧軽5地区では住民有志が樹木の伐採、夜間屋外照明、塀などの遮蔽物の構築等に関する協定書を取交している。
- ・同じ志の協議会で、歴史など当会と異なる所が多々ある。



■当会の立ち位置と基本方針

◆当会の立ち位置

- ・当会は、任意加入の人格のない任意団体であり、条例等の法的裏付けが無ければ強制出来ない。
- ・景観に関しては、様々なご意見があり、皆様の総意が無ければ、会則等で義務付けは困難である。

◆当会の基本方針

- ・伐採等の主原因は、新築時に起きていることから、業者さんへの対応を迅速化、強化する。
- ・会員へは、「軽井沢町の自然保護対策要綱」の遵守を継続してお願いしていく。



■ 具体的施策

- ・事務局内に、各地区担当を置き、伐採・新築等の情報を早期に把握し、迅速に業者へアプローチし、「自然保護対策要綱」の遵守をお願いする。
 - ・従来、施主さんには新築完成後に入会案内をしていたが
今後は、着工時に入会案内をして、施主さんから業者への指導を行ってもらう。
 - ・皆伐等問題が起きた場合は、植栽をお願いしていく。
- ◆業者および会員に遵守頂きたい要綱の主な条項
- ・敷地内に存する樹木をできる限り残存させるとともに、建築物等の周囲に植栽を施し、自然環境の保護等に支障のないものであること。
 - ・樹木を健全な状態に保つため、適正な管理に勤め、世代更新する。

▶ 7

■ その他事項

◆カーブミラー設置しました。

- ・車の接触事故寸前のヒヤリ・ハットが何度か起きている所にカーブミラーを設置しました。
- ・町役場は、別荘地へはカーブミラーを設置しない方針であり、皆さんの安全・安心を考慮し当会の負担で設置しました。



正面入口



C-2
C地区出入口

▶ 8

◆正確な地図に作り直しました。

- ・法務局から登記簿をベースにしたデジタル地図が発行されました。それをベースに小倉の里の地図も作り直しました。
- ・9月に、Webサイトにアップする予定です。

